

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品

香川県漁業指導船 1隻

(2) 漁業指導船の要求諸元

ア 総トン数 36トン

イ 規 模 長さ23.00m×幅4.90m×深さ2.55m

ウ 船 型 キハラ式ステップ船首付ディープVオメガ型

エ 船 質 軽合金製

オ 主 機 関 4サイクル単動V型高速ディーゼル機関 1,085KW以上×2基

カ 定 員 30名

キ その他 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

香川県高松市高松港

(4) 納入期限

平成25年3月19日を最終期限とし、契約後、納入日について協議する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書の交付等）

(1) 入札説明書及び仕様書の交付

平成24年5月29日から同年6月8日まで（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県農政水産部水産課 漁業調整グループ

電話番号 087-832-3473 FAX番号 087-806-0200

(2) 入札説明会

開催しない。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成24年6月13日正午までに3の(1)に示した場所等に

対し文書で行うこと。(文書はFAXも可とする。)

回答は、平成24年6月19日から同月27日までの間(日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで)香川県農政水産部水産課で閲覧に供する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

平成24年7月9日午後1時30分 香川県庁本館12階第4会議室

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成24年7月6日午後5時までとする。)

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成24年6月27日午後3時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県農政水産部水産課に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成24年6月22日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号 087-832-3631 FAX番号 087-833-0352

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた者

(5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 甲板、船側等主要な構造に大型押出型材又はプレリブ材を使用した軽合金製の総トン数20トン以上、速力30ノット以上の漁業取締業務に従事する船舶を建造した実績を有すること。

(7) 全長23メートル程度の船舶を建造することができる屋内施設を有し、本公告により調達する指導船の建造に使用できること。

(8) 本公告により調達する指導船に関する点検、修理、部品提供等のサービス及びメンテナンスについて、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(6)、(7)及び(8)の要件を満たすことを証明する書類を平成

24年6月27日午後3時までに、3の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成24年7月3日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3の(1)に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Fisheries Inspection Vessel, 1 set.

(2) Time-limit for tender: 1:30p.m., July 9, 2012 (By mail, tenders must be submitted by 5:00p.m., July 6, 2012)

(3) Contact point for the notice: Kagawa Prefectural Government Office, Fisheries Division, Agricultural Administration and Fisheries Department, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-8570, Japan, TEL 087-832-3473

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.